

公益財団法人日本中国国際教育交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本中国国際教育交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本と中国及び諸外国の教職員や子どもたちの教育交流事業を通して、各国の教育振興と、子どもたちの健全な育成、並びに国際理解教育の促進、相互の友好親善の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本と中国及び諸外国の教職員や子どもたち相互による教育交流の促進、並びにその成果の還元活動を助成及び支援する事業
 - (2) 日本と中国及び諸外国との教育交流を深め合うための各国の教育実践等に関する調査、資料収集及び研究開発等の実施、並びに各地域や学校に対する研修等への助成や資料提供の事業
 - (3) 中国及び諸外国の教育機関等を通じて、教育困難地域や災害等の被害を受けた地域への教育支援及び教育交流事業
 - (4) 日本と中国及び諸外国の教育機関等を通じて、教職員と学生の日本への留学、就学及び日本語学習や日本文化研究に対する助成事業
 - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 会費及び賛助会費

(6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で定めた財産及び基本財産とすることを指定して寄付された財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これらを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定により承認された書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載

した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、議決に加わることのできる理事数の3分の2以上の決議による承認及び議決に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議による承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(新たな義務の負担等)

第12条 前条の規定に該当する場合、及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議による承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学
共同利用機関法人
- ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務
省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特
別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をい
う。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員
として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事・監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半
数が出席し、その過半数をもって行う。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評
議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により
退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有
する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。この場
合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 代表理事、業務執行理事の報酬及び職員の給与並びに、費用等の支給の基準及び額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 基本財産並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併又は公益目的事業の譲渡若しくは廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎年6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回、毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、会議の都度出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名の記名押印の上、これを保存する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
- (2) 監事2名又は3名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名又は2名を業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 業務執行理事のうち1名は事務局の運営を担当する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見をのべること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号に定める報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること
- (6) 前号に定める請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、代表理事、業務執行理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、前項のほかにその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

3 第52条第3項及び第4項で定める職員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を給与として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の業務の分担

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第30条第5号の規定により、監事から代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第37条 理事会は、前条第3項第3号又は第4号による場合を除き、代表理事が招集する。た

だし、代表理事に事故があるときは、各理事が招集する。

- 2 代表理事は、規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するものは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の定めは、第29条第4項の定める報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 作成した議事録は、出席した代表理事及び監事の記名押印の上、これを保存する。

(審査委員会及び委員)

第43条 この法人には、第4条の助成事業に関する審査のため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は3名以上5名以内の審査委員で組織する。
- 3 審査委員は、学識経験者等のうちから理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする、ただし再任は妨げない。

(審査委員会以外の委員会及び委員)

第44条 この法人には、前条に定めるもののほか、理事会の決議によって専門事項を調査・審査するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

(審査委員会等の運用)

第45条 第43条及び第44条に定める委員会の運用に関する必要事項については、理事会の決議により別に定める。

第8章 会員及び顧問

(会員)

第46条 この法人の事業目的に賛同し、後援する個人又は法人を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める会員に関する規定による。

(顧問)

第47条 この法人は、代表理事が発議し理事会の決議により若干名の顧問を、委嘱することができる。

2 顧問は次の各号に掲げる行為をすることができる。

(1) 代表理事の諮問に応じ、この法人の重要事項に関する意見を代表理事に、並びに理事会で述べること。

(2) 常に理事会に出席すること。ただし、議決権は持たない。

(3) 任期は定めない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

2 前項の定めは、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処置するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 事務局の運営を担当する役員及び事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第53条 この法人の主たる事務所に、第10条第1項及び第3項に定める書類及び帳簿を備え置く。

2 閲覧については、法令及び第10条第3項の定めによるほか、第54条第2項により定めたものによるものとする。

第11章 情報公開等

(情報の公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

第12章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 赤岡 直人

理事 植地 英志

理事 加藤 良輔

理事 黒田 文男

理事 初岡昌一郎

理事 前嶋 徳男

理事 山中 正和
理事 吉田 一徳
理事 渡邊 泓美
監事 祝迫 規之
監事 細井 篤志
監事 丸 光昭

4 この法人の最初の代表理事は、黒田 文男、業務執行理事は、山中 正和、吉田 一徳、とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 大山 恭平
評議員 加賀 幸一
評議員 坂野 修一
評議員 清水 秀行
評議員 中嶋 滋
評議員 平根 浩次
評議員 別所 勝也
評議員 山中 小白
評議員 山内 真司

附 則

この改正（第27条第3項）は、平成26年6月10日から施行する。

この改正（第2条第1項）は、平成26年10月8日から施行する。

この改正（第15条）は、平成29年6月14日から施行する。

以上、当協会定款原本と相違ありません。

平成29年6月20日

公益財団法人日本中国国際教育交流協会

代表理事 黒田 文男

